

予算特別委員会（令和 2 年 3 月 16 日～3 月 26 日）

大塚勝利議員の質疑

薬物乱用防止について



（大塚議員） 薬物乱用については、近年、ドラッグの乱用が深刻な社会問題となっていました。その根絶の為、平成 26 年に国は緊急対策を実施し、本県でも「福岡県薬物の濫用防止に関する条例」を制定するとともに、徹底した取り締まりが行われた結果、危険ドラッグに起因する救急搬送者数は平成 24 年の 84 人から平成 29 年にはゼロと大幅に減少しました。



また、県では平成 31 年 1 月に第 5 次となる福岡県薬物乱用防止 5 か年戦略を策定する等、薬物乱用対策を総合的に推進してきたところです。

昨今、芸能人等が薬物所持や使用で逮捕される報道がなされています。また、確認したところ、我が国の薬物による検挙者は H30 年には 14,000 人を超え、その中で覚せい剤事犯の検挙数は依然として 1 万人を超え、また大麻事犯は、過去最多の 3,762 人が検挙され、その過半数は 30 歳未満であり、若年層を中心に大麻乱用のすそ野が拡大している実態があります。

1-福岡県における覚醒剤事犯、大麻事犯の年次推移、2-福岡県における覚せい剤事犯再犯者数、3-薬物再乱用対策推進事業について、説明を求めます。

（薬務課長） それでは、まず「福岡県における覚醒剤、大麻事犯の年次推移」について、御説明いたします。覚醒剤事犯による検挙者数は減少傾向にあるものの、令和元年は 616 人と依然として高い水準となっております。

また、大麻事犯における検挙者数は、平成 27 年以降増加傾向がみられ、令和元年は 278 人と過去最多となっております。特に若年層を中心として増加していることが特徴で、令和元年は 30 歳以下の割合が約 7 割と高くなって

おります。

引き続きまして「福岡県における覚醒剤事犯再犯者数」について、令和元年は覚醒剤事犯の検挙者数 616 人中、再犯者が 465 人を占めており、再犯者率は 75.5%となっております。覚醒剤は依存性が極めて高いことから、全国的にも再犯者率は高水準となっております、65%前後で推移していますが、とりわけ本県の再犯者率は全国平均よりも高く、概ね 70%を超えているのが現状です。

(大塚議員) 驚くべき現状です。まず、大麻についてお尋ねします。

若年層を中心とした大麻の乱用が拡大し、本県における令和元年の大麻事犯検挙数は平成26年の4倍強まで増加の状況です。海外では一部合法化されていることから、インターネット等において、誤った情報が氾濫しており、若年層の大麻乱用の拡大につながっていると推測されますが、本県では大麻事犯を減少させるために若年層への啓発にどのように取り組んでいるのかお答えください。

(薬務課長) 県では昨年1月に策定した「福岡県薬物乱用防止第5次五か年戦略」に基づき、若年層に向けた大麻を中心とした啓発を強化しているところです。

県内の小中高等学校では、児童生徒に薬物に係る正しい知識を習得させるため、薬物乱用防止教室が開催されており、公立学校における実施率は 100%です。その講師となる学校薬剤師や保護司の方には大麻に重点を置いた効果的な講習を行っていただいています。

また、大学生には、平成 22 年度から県主催の講演会を毎年開催するとともに、新入学生向けリーフレットを全大学に配布しています。

さらに昨年度から大麻乱用防止に特化した啓発動画を製作し、SNS を用いてスマートフォンユーザーに配信しています。特に今年度は、10月の麻薬覚醒剤乱用防止月間にあわせて、位置情報を活用して、繁華街にいる方、大麻関連のキーワードを検索された方に動画を配信したところです。

県が開設した薬物乱用防止啓発サイトの内容充実など若年層への効果的な大麻乱用防止啓発に取り組んでいるところです。

(大塚議員) 次に、覚醒剤についてお尋ねします。本県は、全国平均に比べて再犯率が高く、平成 30 年には 5.3 ポイントも高くなっています。薬物は

依存性が高いと言われており、薬物の乱用を減少させるには、再犯者の減少、特に依存症対策が重要と考えます。

そのための取り組みとして、薬物使用を止めるための対処法を学び、依存症からの回復を目指すために、認知行動療法の一つである回復プログラムがあります。現在、再犯者には、刑務所や保護観察所がおこなう保護観察の中で回復プログラムを受ける機会がありますが、執行猶予判決を受ける初犯者には、その機会がなく公的機関の支援がないまま社会復帰していくのが実態であり、課題となっています。

こうした中、県では、平成30年から初犯者に対して「薬物再乱用対策推進事業」を実施していると聞いています。初犯者に対する支援策を具体的に説明して下さい

**(薬務課長)** 「薬物再乱用対策推進事業について」説明いたします。県では、平成30年度から執行猶予判決を受けた薬物事犯初犯者を対象として、薬物依存症からの回復、社会復帰に向けた支援を行っています。本事業は県と福岡地方検察庁が協力して行う全国初の取り組みになります。

相談支援体制としては、薬務課に相談支援コーディネーターを3名配置し、検察庁から本人の同意を得られた初犯者情報を得て、コーディネーターが拘留所等に出向いて面談を行い、支援計画を策定します。

釈放後に精神保健福祉センター、医療機関などの回復プログラム等実施機関を紹介し、初回利用時にはコーディネーターが同行します。

必要に応じて回復支援施設や自助グループの紹介を行うほか、社会復帰に向けては、就労、住居等の支援を行う福祉関連支援機関の紹介も行っております。

特に困難事例については、昨年9月に県が開設した、再犯防止のための福祉的支援を行う「福岡県立ち直りサポートセンター」と連携した支援を行っているところです。

**(大塚議員)** 薬物乱用者に対して、依存症のみならず、生活困窮、社会的孤立など本人が抱える問題を解決する社会復帰支援は、再犯防止につながる大変重要な取り組みであると思います。

相談支援のこれまでの実績、何名の方を回復プログラム実施施設、医療機関、グループ等回復の機会につなげることができたのか。また、どのような

効果が上がっているのか、お答えください。

(薬務課長) 事業を開始した平成30年5月から令和2年2月までに福岡地方検察庁から情報提供を受けた76名のうち、精神保健福祉センターや医療機関が実施する回復プログラムを受講した方が12名、薬物依存症の治療のため医療機関を受診した方が5名、自助グループに参加した方が1名、計18名を回復の機会につなげることができました。

回復プログラムを受講した方からは「プログラムを受けなければ、再び薬物を使い、社会復帰できていなかったと思う。」「薬物を使いたくなる時もあるが、気持ちを抑えられている。」「薬物の誘いを断ることができた。」といった声をいただいております、回復に向けて効果が上がっていると考えております。

(大塚議員) 始まったばかりの事業ですが、釈放後、同意を得た方をいかに回復の機会につなげることができるかが重要です。本事業に取り組む中で、見えてきた課題はあるのか。また今後どのように対応していくのか、お答えください。

(薬務課長) 1つ目の課題として、検察庁から県への情報提供について、初犯者の同意が得られないケースが多いという課題があります。このため、支援内容を分かりやすく解説した資料を検察庁に提供し、初犯者への説明の際に活用いただいているところです。

2つ目は、支援対象者の中に回復プログラムにつなげられていない人がいるという課題があります。理由としては、回復プログラムは、全て平日の昼間に開催されているため、平日昼間に仕事をしている対象者が参加することが困難である、口頭や書面のみでの回復プログラムの紹介だけでは、内容をイメージしにくいことが考えられます。

このため、令和2年度から新たに平日夜間又は休日に回復プログラムを開催することや、内容を理解し、参加意欲が高まるように、釈放された段階でコーディネーター等が出向いて個別に回復プログラムを体験させる事業を予定しております。これらにより回復プログラムの受講者を増やしていきたいと考えております。

(大塚議員) 受講者の向上を宜しくお願い致します。本県ではこれまで様々な機関、団体が薬物乱用防止に取り組まれています、なかなか薬物再乱用者は減少していないのが現状です。これまで薬物乱用については、社会全体



で「ダメ、絶対」などのメッセージに象徴されるように、啓発し続けてきました。確かに薬物乱用は犯罪であり、流通をさせないための必要な広報ではあります。しかしながらそうした広報による薬物依存に対する社会のイメージが、本人や家族をより苦しめ、かえって様々な支援から遠ざけてしまう現実があるのではないのでしょうか。

薬物依存症患者の手記を読むと、「依存症は病気であるとわかったら肩の力がすーっと抜けていった。それまで、回復するためにどうしたらいいか、周りには誰も教えてくれる人がいなかった。」など患者にとって必要なのは、叱責や反省ではなく、治療、あるいは専門的な支援につながることです。

薬物依存は病気であり、治療が必要という視点。依存症になっても治療の道や、回復の道が用意されていることを広めていくことが重要ではないでしょうか。

そこで質問です。まず、薬物依存症患者やその家族に対する相談体制はどのようになっているのか、どのような方から、どれくらいの相談を受け、どのような支援を行っているのか、お答えください。

(こころの健康づくり推進室長) 本県では、福岡県精神保健福祉センターや県内9か所の保健福祉事務所において、医師や保健師等が相談を受けています。

その内容は、依存症本人やその家族から、病院を紹介してほしい、刑務所での刑期を終えた後に回復支援をしてほしいなどの相談があっており、平成30年度の相談件数は電話で延べ499件、面接で59件となっております。

相談者には、治療を実施できる医療機関や自助グループ等の情報を提供するなどの支援のほか、精神保健福祉センターでは、家族教室や回復プログラムを実施しています。

(大塚議員) 薬物依存症患者を治療する体制は整っているのか、お答えください。

(こころの健康づくり推進室長) 本県では、昨年9月から国の指定する研修を受講した医師の配置等の要件を満たす医療機関を依存症専門医療機関として選定しており、現在、薬物依存症の専門医療機関として、11の医療機関を選定しています。

しかしながら、地域偏在が見られることから、より身近な地域で治療を受

けることができるよう、選定要件となっている研修を県内で実施し、受講しやすくすることなどによって、専門医療機関を増やしていきたいと考えています。

(大塚議員) ぜひ、相談から治療への誘導をお願いしたいと思います。薬物依存症患者を相談・治療につなげるためには相談支援機関の情報提供とともに、家族だけでも相談できること、そして薬物依存は病気であり、治療・回復できるとのメッセージなどを広報すべきと考えますが如何でしょうか。

(こころの健康づくり推進室長) 県のホームページにおいては、精神保健福祉センターや各保健福祉事務所において、依存症患者本人や家族からの相談ができるほか、家族教室や回復プログラム等の実施について案内しているところです。

ご指摘のとおり、薬物依存は病気であり治療・回復できることなど、依存症に関する正しい知識をより積極的に普及させることは重要です。

このため、ホームページの掲載内容を見直し、依存症に悩む方が知りたい情報を検索しやすいように工夫するほか、精神保健に関する研修会や講演会の機会を通じて広報啓発に取り組んでまいります。

(大塚議員) 「薬物乱用福岡県」と検索すれば、部や課を超えて相談支援機関、医療機関、社会復帰支援の取り組み等が一覧でわかるような広報を要望しておきます。

本県では、薬物乱用防止の取り組みについて、取り締まり強化は当然ですが、まずは薬物を使用させない若年層を中心とした啓発の強化、薬物乱用者には、覚せい剤事犯の再犯者率が高いことを踏まえ、県と関係機関が連携し薬物乱用者に対して治療、回復プログラムの着実な実施、及び社会復帰支援までの支援体制をこれまで以上に充実、強化していくことが必要です。

薬物乱用防止、減少へどのように取り組むのか、部長から決意をお願い致します。

(保健介護部長) 若年層を中心とした大麻事犯の増加、覚醒剤事犯の再犯者率が高いことについては、非常に憂慮すべき課題であると認識しております。

大麻事犯の増加については、有害性に関する認識が十分でないことがあげられることから、学校等での薬物乱用防止教室において大麻乱用の危険性、有害性をしっかり伝えていくことが重要であると考えております。加えて、

若年層の情報ツールとして利用が進んでいる SNS などを活用した啓発など、若年層を意識した取り組みをより一層、推進してまいります。

覚醒剤事犯の再犯者率が高いことへの対策として、薬物再乱用対策推進事業を実施しているところですが、より多くの初犯者を回復プログラム等実施機関、回復支援施設、自助グループにつないでいくことができるよう工夫を凝らしてまいります。

また、薬物依存症からの回復支援についても、これまで以上に広報に努め依存症に悩む方からの相談をお受けし、治療支援体制を充実したうえで関係団体等とも連携しながら、しっかり取り組んでまいります。

これらの取り組みを通じて、薬物乱用のない社会を目指してまいります。